

備前市行財政改革プラン
(平成22年度～平成26年度)



平成23年3月

備前市

目 次

はじめに.....	1
<平成 27 年度から普通交付税の削減が始まります>	1
<今後も目白押しの大型事業>	2
<これまでの行財政改革の取り組み>	2
<今後の取り組み>	3
備前市行財政改革プランについて	3
プラン 5 つの柱	3
効果額目標	4
I. 経営感覚に基づく行政運営	6
1 事務事業の見直し	6
(1) 事務事業	6
(2) 内部管理事務	7
2 業務委託等の推進	9
(1) 事務事業	9
(2) 内部管理事務	10
3 行政評価・内部統制	12
4 組織・機構の見直し	14
5 施設の見直し	15
6 行政サービスへの情報通信技術活用の推進	18
7 市民サービスの向上	20
II. 健全な財政基盤の確立	21
1 税の適正課税・収納対策	21
2 税外未収金の収納対策	23
3 収納率向上と負担の公平性確保	26
4 受益者負担の見直し	27
5 減免基準の見直し	29
6 その他歳入確保	30
7 補助金・給付金等の見直し	31
8 公共事業の見直し	35
9 安定した財政基盤の構築	36
III. 職員の意識改革と能力の向上	37
1 職員数の削減	37
2 給与の適正化	38
3 人材育成等	39
IV. 市民との協働による市政の推進	40
1 備前市まちづくり基本条例	40
2 情報公開	41
3 各種団体への関与の見直し	42

4	その他	44
V.	関連組織の改革	45
1	議会・各種委員（非常勤特別職）等	45
(1)	議会	45
(2)	各種委員会（非常勤特別職）等	45
2	地方公営企業等の経営健全化の推進	47
(1)	病院事業	47
(2)	水道事業	48
(3)	下水道事業	49
3	外郭団体の見直し	50

資料

	使用料・手数料の設定基準及び公の施設使用料の減免基準の統一について	51
I	使用料・手数料の設定基準の見直し	51
1	受益者負担のあり方	51
2	コストの算定及び料金設定	53
3	上限改定率	54
4	定期的な見直し	54
5	その他（実費徴収金）	54
II	公の施設使用料の減免基準の見直し	55
1	「その他市長（教育委員会）が必要と認めた場合」の減免基準	55
2	「その他」の判断基準	55
3	具体的な減免基準	56

はじめに

<平成27年度から普通交付税の削減が始まります>

小泉内閣時代、構造改革の名の下、従来、小規模市町村に優遇政策がとられていた地方交付税が大幅に削減され、地方交付税への依存度が高い小規模市町村を直撃しました。地方分権、三位一体改革と銘打って、合併特例債というアメと地方交付税の大幅な削減というムチを使ったため、合併をしなければ生き残れない市町村も少なくなく、本市も例外ではありませんでした。

本市は、平成17年3月に1市2町で合併しましたが、現在交付されている普通交付税は、合併特例法という法律により、合併関係市町村（備前市・日生町・吉永町）が合併しないで存続したとして個別に算定される額のほぼ合計額が交付されています。その期間も平成26年度で終わり、本来の算定方式での交付税額に向けて、27年度から5年間で段階的な削減措置が始まります。（合併算定替え）

その額は、現時点で約10億円と試算されています。

合併の恩恵を受けている現在でさえ交付税額は、国の三位一体改革等により削減が行われています。

近年、国の景気対策や政権交代により一時的に増えてはいますが、国の債務残高が平成21年度末で882兆円に達している中、配分の方法をめぐるさまざまな議論はあるものの、地方交付税については、削減の方向は避けられない状況です。

そのような中での約10億円の削減見込みです。

普通交付税額の推移

（単位：百万円）

合併前（旧備前市・日生町・吉永町の合算額）					合併後				
H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
5,946	5,555	5,047	4,867	4,839	5,065	4,647	4,410	4,447	5,106

また、市税は、人口の流出、少子高齢化等で伸びが見込めない中、米国の金融危機に端を発した世界同時不況が、我が国経済にも大きな影響を与え、財源確保は厳しくなる一方です。

さらに、地方公共団体財政健全化法の成立、国による歳出・歳入一体改革の推進、財政危機宣言をした岡山県の財政構造改革プランの実施等、国県の政策も変化してきています。

<今後も目白押しの大型事業>

合併以来、これまで、日生病院の建替え、吉永病院の建替え、幼保一体型施設（伊里認定こども園）建設、公共下水道等の施設整備を進めてきました。

今後も、架橋事業、備前病院建替え、幼保一体型施設建設、学校施設耐震化事業、衛生センター改修事業、公共下水道の整備等避けることのできない大型事業が目白押しです。

事業	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
日生病院建替え	⇒									
吉永病院建替え	⇒									
伊里認定こども園建設			⇒							
幼保一体型施設建設							⇒			
備前病院建替え						⇒				
架橋事業										⇒
学校施設耐震化事業										
衛生センター改修事業										⇒
公共下水道事業										

今後、これらの事業を行うために借金（起債）したお金の返済（償還）、さらに、これまで社会を支えてきた高齢者の年金、医療、介護に係る費用や子育て支援に係る費用など、どうしても必要な財政負担は増大していきます。

<これまでの行財政改革の取り組み>

合併後、平成17年度～21年度の5年間の行財政改革の具体的な取り組み事項を明示した「備前市集中改革プラン」を平成18年3月に策定し、このプランとともに毎年策定の財政運営適正化計画、公債費負担適正化計画に基づいて財政改革を推進してきた結果、財政調整基金と減債基金の基金残高合計は、合併時の11億46百万円から21年度末で24億31百万円となりました。

しかしながら、公営企業債を含む市債残高は平成21年度末で487億14百万円あり、地方公共団体の財政状況を判断する指標の一つである実質公債費比率は19.8パーセントと依然として高率で県内市町村でワースト1位と非常に厳しい状況が続いています。

【実質公債費比率】

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。

具体的には、その年の公債費等（借金の返済など）に充てられた一般財源の額が、標準財政規模に占める割合

＜今後の取り組み＞

集中改革プランは平成21年度で実施期間が終了しましたが、本市には約10億円と見込まれる普通交付税の削減が迫っており、このままの行財政運営で今後計画されている大型事業を実施していくと、将来、市民の皆さんに最低限のサービス、最高額の負担を強いることとなるとともに後世代に大きな負債を残すことになりかねません。これは絶対に避けなければならない、財政規模を徐々に縮小するとともに基金を積み増しして、急激な交付税の削減に備える必要があります。

このため、集中改革プランを引き継ぐ、平成22年度以降の財政健全化に向けた具体的な対策の内容を取りまとめ、実施計画として「備前市行財政改革プラン」を策定しました。

備前市行財政改革プランについて

実施期間は平成22年度～26年度の5年間とします。

政権交代により、財政見通しを立てるのが困難なため、将来の普通交付税の削減（約10億円）に備え、平成27年3月31日までに、一般会計ベースで、単年度6億85百万円の財政効果（歳入増と歳出削減（一般財源）の合計額）に取り組み、財政調整基金と減債基金を積み増しして合計30億円を確保し、27年度からの普通交付税の削減に備えます。

平成26年度（プラン最終年度）で
単年度効果額 6億85百万円（歳入増 + 一般財源ベース歳出削減額）
財政調整基金と減債基金の残高合計 30億円

プラン5つの柱

- I. 経営感覚に基づく行政運営
- II. 健全な財政基盤の確立
- III. 職員の意識改革と能力の向上
- IV. 市民との協働による市政の推進
- V. 関連組織の改革

効果額目標

取組項目	取組項目数	効果額（千円）				
		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
I. 経営感覚に基づく行政運営	115	6,154	7,555	12,873	13,406	19,741
1 事務事業の見直し	29	5,754	7,155	7,251	7,619	7,619
(1) 事務事業	13	3,120	3,782	3,878	3,878	3,878
(2) 内部管理事務	16	2,634	3,373	3,373	3,741	3,741
2 業務委託等の推進	24	0	0	82	82	82
(1) 事務事業	15	—	—	—	—	—
(2) 内部管理事務	9	—	—	82	82	82
3 行政評価・内部統制	8	—	—	—	—	—
4 組織・機能の見直し	5	—	—	—	—	—
5 施設の見直し	31	400	400	5,540	5,705	12,040
6 行政サービスへの情報通信技術活用の推進	11	—	—	—	—	—
7 市民サービスの向上	7	—	—	—	—	—
II. 健全な財政基盤の確立	141	112,664	116,330	147,185	152,351	152,621
1 税の適正課税・収納対策	14	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
2 税外未収金の収納対策	19	—	—	—	—	—
3 収納率向上と負担の公平性確保	1	—	—	—	—	—
4 受益者負担の見直し	26	△ 33,231	△ 31,481	△ 18,158	△ 18,158	△ 17,982
5 減免基準の見直し	8	—	—	827	827	827
6 その他歳入確保	8	3,100	3,100	3,850	3,850	3,850
7 補助金・給付金等の見直し	52	1,795	3,711	19,666	24,832	24,926
8 公共事業の見直し	5	—	—	—	—	—
9 安定した財政基盤の構築	8	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
III. 職員の意識改革と能力の向上	15	228,800	249,970	314,043	381,073	487,073
1 職員数の削減	1	184,000	210,000	274,000	343,000	449,000
2 給与の適正化	5	44,800	39,970	40,043	38,073	38,073
3 人材育成等	9	—	—	—	—	—
IV. 市民との協働による市政の推進	39	0	0	0	0	0
1 備前市まちづくり基本条例	1	—	—	—	—	—
2 情報公開	7	—	—	—	—	—
3 各種団体への関与の見直し	28	—	—	—	—	—
4 その他	3	—	—	—	—	—
V. 関連組織の改革	46	20,562	26,286	26,197	26,345	26,197
1 議会・各種委員（非常勤特別職）等	16	20,562	26,286	26,197	26,345	26,197
(1) 議会	3	20,000	25,152	25,004	25,152	25,004
(2) 各種委員会（非常勤特別職）等	13	562	1,134	1,193	1,193	1,193
2 地方公営企業等の経営健全化の推進	24	0	0	0	0	0
(1) 病院事業	6	—	—	—	—	—
(2) 水道事業	12	—	—	—	—	—
(3) 下水道事業	6	—	—	—	—	—
3 外郭団体の見直し	6	—	—	—	—	—
計	356	368,180	400,141	500,298	573,175	685,632

※マイナス効果額も計上。 ※取組項目数は、対象・取組項目や現況・取組内容に拘らず、最小単位の取組数による。

このプランでは、実施期間中の財源不足は考慮していません。

また、効果額の7割以上を職員数と議員定数の削減をはじめとする人件費関係が占めていることから、プランの実行以外にも事務事業の不断の見直しなしには、財政の健全化は図れません。

このプラン実施で職員数の削減はほぼ限界に達するため、普通交付税の減額が始まる平成27年度からの財政運営は、26年度末までに積み立てた財政調整基金と減債基金を取り崩しながら、事務事業の見直しによりさらに3億円を超える削減を進めていくこととなります。

市の将来を見据え、本プランを確実に実行していかなければなりません。

I. 経営感覚に基づく行政運営

基本 取組項目	1 事務事業の見直し
------------	------------

限られた財源の中で、真にサービスを必要としている人に必要なサービスを提供できるように、原点に立ち返り、効果の上がらないもの、実績を伴わないもの、事業開始当初の目的を達成したものについては、廃止、縮小していきます。

内部管理事務については、簡素化・効率化を推進し、経費の削減を図ります。特に、定型的な事務については、徹底した見直しを行い、効率的な事務処理に努めます。

(1) 事務事業

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
企画課	市営バス	利用実態をかんがみ、ダイヤの改正、運行形態等の見直しを行います	2,000	2,500	2,500	2,500	2,500
税務課	市税口座振替通知書	口座振込でお支払いいただいた際の振込通知書（ハガキの送付）を廃止します	740	740	740	740	740
環境課	祭壇業務	備前地域で行っている祭壇飾付・霊柩車業務の平成23年度をもつての廃止を検討します			廃止 96	96	96
環境課	防疫事業	下水道の普及により薬剤配付及び機器貸し出し等の見直しを環境衛生指導委員会で協議し、経費の削減に努めます	見直	→	→	→	→
環境課	ごみ収集体系	備前、日生、吉永地域で収集体系が異なっているため、統一に向け、できることから取り組みます	取組	実施	取組	→	実施
環境課	公害調査測定局	大気汚染状況も変化しているため、平成22年度から測定局1局を廃止し、機器の再配置を行います	250	250	250	250	250
社会福祉課	戦没者追悼式	終戦後65年が経過し、遺族も高齢化、また、代替わりしていることから、開催方法を見直し経費の削減に努めます		52	52	52	52
社会福祉課 こども課	市民ふれあい福祉まつり・子ども応援フェスタ（合同開催）	次世代育成支援対策交付金を活用しながら平成23年度から事業をさらに見直しして実施します	50	70	70	70	70

こども課	放課後児童クラブ	国県補助の対象要件から外れるクラブについて、効率的な運用方法を研究します	研究	→	→	→	→
こども課	こども手当・児童手当振込通知 児童扶養手当振込通知	年3回の振込通知を平成23年度から1回に変更し、経費の削減に努めます		90	90	90	90
商工観光課	閑谷学校駐車場管理	平成22年度から経費の削減を行います また、23年度からの委託先の見直しを検討します	80	80	80	80	80
都市整備課	都市計画区域	指定を行っていない吉永地域について、平成28年度を目途に都市計画区域の指定を検討します			検討	→	→
世界遺産登録推進室	閑谷学校世界遺産登録推進事業	次回の応募で暫定リストから漏れた場合、事業の廃止を検討します		応募 予定			
財政効果額（千円）			3,120	3,782	3,878	3,878	3,878

(2) 内部管理事務

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	広報びぜん	広報に折り込んでいる情報紙を広報紙に掲載することで全体の経費削減に努めます	検討	実施	→	→	→
総務課	例規データベース更新等	更新方法、システム、委託の見直しを行います	検討	→	決定		
総務課	行政評価システム導入業務	職員研修等、自主対応を増加し、経費を削減します	36	325	325	325	325
総務課	職員厚生費補助	共済組合体育奨励助成金（650千円）の廃止に伴い、職員組合活動補助、クラブ活動補助、球技大会補助を、計700千円削減します	50	50	50	50	50
総務課	人材派遣	平成22年度から21年度実績ベースに単価を引き下げ、経費を削減します	341	341	341	341	341
総務課	一般職員住宅	住宅手当制度もあることから、平成24年度をもって廃止し、売却していきます				廃止 売却	
企画課	無償OS・ソフト	無料で利用できるUbuntuやOpenOffice等の導入を検討します	検討	決定	→	→	→

財政課 関係課	印刷製本業務		特別会計予算書、その他について、職員による自前印刷・製本を実施し、経費を削減します	436	436	436	436	436
財政課	ESCO事業 ¹	本庁	省エネ改修完了後は、デマンドモニター監視等により、デマンド値（最大需要電力量）を抑え、電気代を削減します （日生総合支所は対応済）	600	600	600	600	600
吉永窓口管理課		吉永総合支所		400	400	400	400	400
出納室	公共料金支払事務		公共料金等の支払事務の簡素化・効率化の検討を行い、特に指定金融機関の協力が得られれば「地銀公振」システムを導入し、一括口座振替処理を行い効率化を図ります	検討及び 協力要請	→	→	→	→
教育総務課	教員住宅		住宅手当制度もあることから、平成24年度もって一部を廃止し、売却を検討していきます				一部廃止 売却	
市民センター 日生市民会館	照明設備保守点検業務		年2回から1回に点検回数を見直し、経費を削減します	588	588	588	588	588
市民センター 日生市民会館	音響設備保守点検業務		年2回から1回に点検回数を見直し、経費を削減します	183	183	183	183	183
図書館	図書館司書		利用者の少ない館の臨時司書の勤務を縮小し、一部賃金の日額支給を導入します				368	368
選挙管理委員会	投票所		平成22年度中に投票所を4箇所統合し、経費を削減します		450	450	450	450
財政効果額（千円）				2,634	3,373	3,373	3,741	3,741

¹ ESCO事業とは、Energy Service Companyの略称で、省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証するものです。

基本 取組項目	2 業務委託等の推進
------------	------------

民間のノウハウや活力を活用し、行政サービスの質的向上と行政コストの削減を図るとともに、職員数の削減に対応していきます。施設の管理運営では、指定管理者制度の導入等を進め、事業の効率化を図ります。

(1) 事務事業								
所管	対象・取組項目		現況・取組内容	実施計画				
				平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	番組制作業務（ひなビジョン）		平成22年度から業務を全面委託します	実施	→	→	→	→
環境課	し尿収集 ²		現在の許可業者による収集を継続します	継続	→	→	→	→
環境課	一般ごみ収集	備前地域	清掃員の退職不補充の方針を踏まえ、部分的に業務委託を導入していきます	検討	→	→	→	実施
		日生地域	現在の業務委託を継続します	継続	→	→	→	→
		吉永地域	一部事務組合での業務を平成25年度まで継続し、26年度から業務委託を実施していきます	継続	→	見直	検討	実施
環境課	金谷・板屋坑水処理場		平成27年度を目途に管理運営業務の委託を検討します	検討	→	→	→	→
環境課	衛生センター（し尿処理場）		平成27年度を目途に管理運営業務の委託を検討します	検討	→	→	→	→
介護福祉課	特定高齢者施策事業（介護予防教室等）		事業の委託を推進します	推進	→	→	→	→
介護福祉課	介護予防サービス事業（サービス計画等）		外部委託とのバランスをかんがみながら、引き続き委託を推進します	継続	→	→	→	→
こども課 学校教育課	こども園（幼保一体型施設）		指定管理者制度の導入を検討します	検討	→	→	→	→

² 許可証対応は、全部委託扱い。

都市整備課	市営住宅・特定公共賃貸住宅	施設の維持管理業務について、指定管理者制度の導入を検討します	検討	取組	→	→	→
都市整備課	市営駐車場	吉永駅前駐車場について、指定管理者制度の導入を検討します	検討	→	取組	→	→
教育総務課	学校給食（調理）	一部業務委託を行い、拡大を検討していきます	一部実施	→	拡大検討	→	→
教育総務課	学校給食（運搬）	一部の共同調理場で業務委託調理の業務委託にあわせ、拡大していきます			拡大	→	→
中央公民館	市民センターホール	平成25年度を目途に業務委託を検討します		検討	→	実施	→
財政効果額（千円）			-	-	-	-	-

(2) 内部管理事務

所管	対象・取組項目		現況・取組内容	実施計画				
				平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	宿日直業務	本庁	業務委託を検討します	検討	→	決定		
		日生総合支所	廃止を検討します	検討	→	決定		
		吉永総合支所	宿直業務は廃止済み 日直業務の廃止を検討します	検討	→	決定		
総務課	公用車運転（市長車・議長車）		運転業務の実施方法を検討します	検討	→	決定		
総務課	総務事務（給与等）		共通する事務を集約し、業務委託を検討します	検討	→	決定		
企画課	庁内情報処理・庁内情報システム維持		ASP（Application Service Provider） ³ の導入を検討し、コストを削減していきます	検討	→	決定		

³ ASPとは、Application Service Providerの略称で、インターネットを通じて顧客にアプリケーションをレンタルするサービスのことです。

財政課	庁舎清掃	日常の清掃は職員で実施し、その他を業務委託する現状の方法が一番経済的なため、現行のまま継続します	継続	→	→	→	→
市民課	住基（外国人含む）・戸籍・旅券・年金・案内・受付	市民サービスとのバランスを勘案しながら、派遣職員の導入等を視野に入れて、人員削減への対応を検討します	検討	→	→	→	→
選挙管理委員会	投票事務	投票事務について、派遣導入の範囲を広げ、経費を削減していきます	実施	→	82	82	82
財政効果額（千円）			—	—	82	82	82

基本 取組項目	3 行政評価・内部統制
------------	-------------

事業の実施においては、限られた財源の中で本当に必要な事業を選択し集中的に行政資源を投入していく必要があり、その作業に、行政の活動を一定の基準により評価する行政評価を活用していきます。

また、市民から信頼される市役所となるため、民間では整備されているリスク管理に関する基本的な方針を立て、そのチェック体制を構築します。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	行政手続条例の運用の適正化	行政処分に係る審査基準、標準処理期間の設定と、不利益処分の抽出、処分基準の設定等を行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上に取り組みます	実施	見直	→	→	→
総務課	行政評価	見直しをしながら事務事業・施策評価を継続実施します	継続	→	→	→	→
総務課	行政評価への市民参画	施策や事業の今後の方向について意見を述べていただき、本市に合った市民参画の仕組みを導入します	検討	試行	→	導入	→
総務課	市民の声の反映	継続的に市民意識調査を実施し、各施策へ市民の声を反映させていきます	継続	→	→	→	→
総務課	主要事業報告書 (決算附属資料)	施策評価シートを決算時に主要施策の成果を説明する資料として提出している主要事業報告書に代え、業務の効率化につなげます	取組	→	→	→	→
総務課	内部統制システムの構築	行財政運営について透明性を高め、裏金、官製談合、職員の不祥事、財政破綻等の様々なリスクに対し自律的に対応可能な体制の整備に取り組みます	取組	→	→	整備	見直
監査事務局	行政監査	一般行政事務について、法令等に従って適正に処理されているかという観点に加え、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果をあげているか等、経済性、効率性、有効性の観点を主眼として行う行政監査の実施を検討します	検討	→	→	→	→

監査事務局	出資団体監査	市が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体等の出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管部署の出資団体に対する指導監督（市の関与）が適切に行なわれているかなどについて財政援助団体等監査として取り組みます	取組	→	→	→	→
財 政 効 果 額 （千円）			—	—	—	—	—

基本 取組項目	4 組織・機構の見直し
------------	-------------

職員数の削減計画を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を機動的に展開できるようにします。

所管	対象・取組項目		現況・取組内容	実施計画				
				平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	組織・機構		施策目的が達成しやすく効率的なものとなるよう定期的に見直しを行っていきます ・総合支所、出張所の見直し ・類似・関連する業務の統合					見直
総務課	債権管理部門の設置		税外債権を一括管理する部門を設置します		取組	準備	設置 業務開始	
総務課	権限委譲		迅速で効率的かつ柔軟性のある対応ができるよう、人事権を、部長・課長に一部付与する仕組みを検討します	検討	→	決定		
			迅速な意思決定ができるよう決裁権の移譲・見直しを検討します	検討	→	決定		
こども課 学校教育課	保育園、幼稚園の事務 就学前の子どもに関する事務		幼保一体型施設の設置・運営の効率化と、市民にとって分かりやすいものにするため、事務の一本化を検討します	検討	→	→	決定	
財政効果額（千円）				—	—	—	—	—

基本 取組項目	5 施設の見直し
------------	----------

公共施設の維持管理経費は年々増加し、財政の圧迫要因となっています。この分野は合併効果の発現が一番遅れており、施設の統廃合の検討を進めて効率化を目指します。

- ・類似施設の廃止、統合、地域への移管等
- ・利用率の低い施設の閉鎖、譲渡、用途変更等
- ・市が行政サービスとして行う必要性の低い施設や民間と競合する施設の民営化（譲渡）、閉鎖その他の合理化

教育施設（保育園を含む。）についても、少子化で今後も児童数が減少する中、現在の数が適正かどうか検討し、統廃合計画を策定します。（耐震化工事等施設改修に当たって、将来の必要性が重要となります。）

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
まちづくり推進課	サイクリングターミナル	自転車道の利用者の利便を図りながら、運営方法を見直し、経費の節減に取り組みます	取組	→	→	→	→
まちづくり推進課	八塔寺国際交流ヴィラ（宿泊施設）	施設が老朽化しており、茅葺屋根の改修など多額の経費を要する際に存続について検討します	検討	→	→	→	→
環境課	日生斎場	平成25年度をもって閉鎖し、備前斎場と統合することを検討します					閉鎖 6,335
こども課 学校教育課	保育園 幼稚園	平成22年度中に中間計画、26年度を目途に統廃合計画を策定します	一部策定	研究	→	検討	策定
こども課 都市整備課 まちづくり推進課 日生窓口管理課	児童公園・地区公園・ちびっこ広場	地元密着型小公園の建設・維持管理の一元化を図り、財政面と人件費面での省力化を検討していきます		検討	→	→	→
農林水産課	日生うおじま会館（集会施設）	平成23年度から日生町漁協へ譲渡します		譲渡			
農林水産課	頭島かた舟会館（集会施設）	過疎債の償還終了（平成25年度）後に日生町漁協への譲渡を検討します	検討	→	→	決定	
商工観光課	備前商工会館 （指定管理者制度導入施設）	備前商工会議所への譲渡について協議を進めます	協議	→	→	→	→
商工観光課	働く婦人の家	平成22年度をもって廃止し、市民センターに統合しますが、講座等は、男女共同参画事業、公民館運営事業に引き継ぎます		廃止			

日生窓口管理課	日生観光情報センターサンバース (貸館施設)	備前東商工会と併設しているため、指定期間中(～H24.3)に商工会への譲渡を検討します	検討	決定				
日生窓口管理課	デイサービスセンターこうら荘	平成21年度をもって廃止し、民間の社会福祉法人に譲渡し、事業を継続してもらいます	400	400	400	400	400	400
日生窓口管理課	郷土料理館もやい茶屋(食堂)	平成24年度からの譲渡について協議します	協議	決定				
吉永窓口管理課	老人憩いの家龍泉荘	施設は老朽化し、設置のニーズも薄れており、ほかに代替可能な施設もあるため、平成23年度をもっての廃止に向け地元と協議します		協議	廃止 140	140	140	140
吉永窓口管理課	神根生活改善センター	紅葉会館の建設により、ほとんど利用されなくなったため、平成23年度をもっての廃止に向け地元と協議します		協議	廃止			
吉永窓口管理課	特産品処理加工施設	利用がないため、廃止、売却等を検討します		検討	→	→	→	→
吉永窓口管理課	八塔寺山荘 (宿泊施設) (指定管理者制度導入施設)	八塔寺には、市の宿泊施設として国際交流ヴィラとふるさと館もあるため、指定管理期間終了(H25年度)後の売却を検討します		検討	→	決定		
吉永窓口管理課	南方つり堀公園 (指定管理者制度導入施設)	設置目的が薄れ、施設の老朽化も進んでいるため、平成23年度をもっての廃止を検討します			廃止			
吉永窓口管理課	ふるさと村民俗資料館	茅葺の民家を移築し昭和初期の典型的な農家を再現し、馬鍬などの農具を置いているが、常時出入りが可能で管理人が常駐していない施設のため、住家としての売却を含め、管理方法を検討します	検討	→	→	→	→	→
教育総務課	学校給食調理場	平成22年度中に備前中学校の単独調理場を共同調理場に統合します 片上小学校についても平成24年度の統合を検討します		検討	統合 5,000	5,000	5,000	5,000
教育総務課	片上高等学校	勤労青年に対して高等学校教育を施すという役割は薄れており、全校生徒に占める市内の生徒数の割合は24.2%です 国による高校授業料の無償化が決定し、就学支援等も予定されているため、今後、市で存続させることについて検討します	検討	→	→	→	→	→
教育総務課	小学校	学校教育環境整備検討委員会の答申を受け、早期の統廃合を目指します						統廃合
教育総務課	中学校	学校教育環境整備検討委員会の答申を受け、早期の統廃合を目指します						統廃合

生涯学習課	香登西教育集会所	平成24年度をもつての廃止を検討します				165	165
生涯学習課	歴史民俗資料館	平成23年度に文化構想を定め、施設の適正配置を検討します		策定	決定	実施	→
生涯学習課	吉永美術館	平成23年度に文化構想を定め、施設の適正配置を検討します		策定	決定	実施	→
生涯学習課	加子浦歴史文化館	平成23年度に文化構想を定め、施設の適正配置を検討します		策定	決定	実施	→
スポーツ振興室	三石運動公園 (指定管理者制度導入施設)	指定期間の終了(H25年度)後、地元への管理移管を検討します		検討	→	→	実施
スポーツ振興室	伊部運動公園 (指定管理者制度導入施設)	指定期間の終了(H25年度)後、地元への管理移管を検討します		検討	→	→	実施
スポーツ振興室	神根農村広場	平成25年度までに地元等への管理移管を検討します		検討	→	実施	→
中央公民館	地域公民館 地区公民館	人口規模、面積等を勘案し再編計画の策定を検討します		検討	策定	実施	→
中央公民館	視聴覚ライブラリー	平成24年度を目途に、図書館への統合を検討します			統合		
財政効果額(千円)			400	400	5,540	5,705	12,040

市役所の様々な業務にITを活用し、市民サービスの向上と行政運営の簡素効率化を図ります。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
企画課	行政コミュニケーションや映像配信の充実	各種行政計画や行政課題、審議会答申内容等に対する市民の意見を、インターネット上からアンケート形式で入力し、自動集計が行えるよう検討します また、映像配信について、配信方法の検討とあわせて内容の充実を図ります	取組	→	→	→	→
企画課	公開用地理情報	岡山県が再構築を計画している全県統合型GISに参画することで内容の充実を図ります	取組	→	→	→	→
		市民の利活用向上に向け、一般への公開情報等を検討します	検討	決定			
企画課	行政情報提供システム	災害情報やイベントの中止連絡等、様々な充実した行政情報の提供に取り組みます	取組	→	→	→	→
企画課	岡山県電子自治体推進協議会 (電子申請)	現在稼働中の岡山県や県内市町村への申請・届出ができる岡山県電子申請システムの普及と利用促進に努めます	推進	→	→	→	→
		ふるさと納税に岡山県電子申請システムやYahoo! 公金支払を利用したクレジット決済導入を検討します	検討 決定				
企画課	岡山県電子自治体推進協議会 (電子入札・電子申告)	協議会の今後の方向性にあわせ、費用対効果や住民の利便性等を勘案しながら、導入の検討や利用促進に努めます	取組	→	→	→	→
企画課 総務課	文書管理システム	行政の簡素化・効率化・透明化、住民サービス充実の観点から、最終的には財務会計等も含めた形で、起案から廃棄までを一貫して行う総合的な文書管理システムへの移行を検討します	検討	→	→	→	→
企画課 出納室	財務会計システム		検討	→	→	→	→
企画課	職員研修	職員の情報化技術や、コンピュータ利用技術の向上に取り組みます	実施	継続	→	→	→

税務課	エルタックス	課税事務の効率化と確実性の向上のため、公的年金からの特別徴収事務や給与支払報告書の提出、法人市民税、償却資産の電子申告等、インターネットでの地方税の各種手続きができるエルタックスシステムの普及に努めます	推進	→	→	→	→
財政効果額（千円）			-	-	-	-	-

基本 取組項目	7 市民サービスの向上
------------	-------------

市の仕事は市民のためという理念を全職員が共有し、市民の信頼を高めることを第一に行動します。
市民にとって、市役所のイメージを実感できる場所は窓口や電話対応のときであり、その充実に努めます。
市民の知りたい情報の提供や市民の声を聞く姿勢を持ち、市民との信頼関係を構築していきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	目標管理制度の充実 トップマネジメント機能の強化	本市では、組織、個人で毎年その目標を設定し、年度末にその達成度を評価しています 部長と組織の目標については、これを市長との約束として公表し、市民の市政運営に対する関心を高めるとともに、職員が共通認識を持ち業務を行っていきます	準備	公表	→	→	→
総務課	ホームページ	引き続きウェブサイト内のコンテンツの見直しと修正を行い、市民がほしい情報をタイムリーに提供できるようにコンテンツの整理・充実を図ります	継続	→	→	→	→
総務課	好印象対応ガイドライン	平成21年度に作成した好印象対応ガイドラインに基づき、窓口サービスの市民満足度向上に努めます	継続	→	→	→	→
総務課	窓口アンケート	職員対応に対する市民評価（窓口アンケート）を実施し、問題点の改善に取り組みます	継続	→	→	→	→
総務課	職員提案制度	職員の自主的な創意工夫による提案により市民サービスの品質を改善し、その向上に努めていきます	継続	→	→	→	→
定住自立圏推進室	定住自立圏構想の推進	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、相互に連携協力しながら住みよい生活圏域の形成を進めていきます	推進	→	→	→	→
関係課	指定管理者導入施設のモニタリング	市民ニーズを満たしているかモニタリングを実施し、施設のサービス向上に努めます	実施	→	→	→	→
財政効果額（千円）			-	-	-	-	-

Ⅱ. 健全な財政基盤の確立

基本 取組項目 1 税の適正課税・収納対策

安定的な財政基盤の確立には、市税収入の確保に努めることが最も重要であるため、適正賦課と徴収強化により、財源の確保に努めます。
市税の適正課税、収納率の向上・滞納額の削減は、市の財政運営ばかりでなく、税の公平性の確保にとって極めて重大です。税の滞納は、結果的に多くの善良な納税者の負担となってしまう、市民のモラルハザードにもつながりかねないことから、高い収納率の維持を目指します。
また、便利な納付方法の提供や適切な納付相談等を行い納付環境を整えるとともに、滞納者に対しては厳正な対応で臨んでいきます。
実施計画指標は、主に収納率を用います。調定額の割合から単純計算すると、1%で約6,000万円にもなることから重要性は非常に高いと言えます。

所管	対象・取組項目		現況・取組内容	実施計画				
				平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
税務課	都市計画税（日生地域）		平成22年度から日生地域での課税を実施します	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
税務課	都市計画税（吉永地域）		吉永地域での都市計画区域の決定作業（都市計画課）にあわせ課税の準備をします					準備
税務課	新規税目		法定外普通税等安定的な財源の創出について調査・研究を継続します	継続	→	→	→	→
税務課	口座振替の推進		平成21年度末 27.0% 納め忘れのない、収納率の向上につながる口座振替を推進します	30.0%	33.0%	36.0%	39.0%	42.0%
税務課	特別徴収の推進（市県民税）		普通徴収事業所の特別徴収事業所への変更依頼を行い、特別徴収を推進し収納率の向上につなげます	取組み	→	→	→	→
税務課	市税	現年	平成21年度末 収入未済額 117,344千円 収納率 97.79% 適正な課税客体の把握に努めるとともに、口座振替の推進等便利な納付方法の提供や適切な納税相談により、収納率の向上に努めます	98.0%	98.1%	→	98.3%	→
		過年	平成21年度末 収入未済額 354,329千円 収納率 19.94% 現年の収納率向上により滞納額を減少させるとともに、滞納整理組合、同機構との連携等により、滞納整理を効率的に推進します	20.0%	20.1%	→	20.3%	→

税務課	国民健康保険税	現年	平成21年度末 収入未済額 81,292千円 収納率 90.76% 適正な課税客体の把握に努めるとともに、口座振替の推進等便利な納付方法の提供や適切な納税相談により、収納率の向上に努めます	92.2%	92.4%	92.6%	92.8%	93.0%
		過年	平成21年度末 収入未済額 233,764千円 収納率 18.42% 現年の収納率向上により滞納額を減少させるとともに、滞納整理組合、同機構との連携等により、滞納整理を効率的に推進します	20.0%	20.1%	→	20.3%	→
税務課	介護保険料	現年	平成21年度末 収入未済額 8,250千円 収納率 98.63% 適正な課税客体の把握に努めるとともに、口座振替の推進等便利な納付方法の提供や適切な納税相談により、収納率の向上に努めます	98.8%	98.9%	99.0%	→	→
		過年	平成21年度末 収入未済額 7,918千円 収納率 21.43% 現年の収納率向上により滞納額を減少させるとともに、滞納整理組合、同機構との連携等により、滞納整理を効率的に推進します	22.0%	→	→	→	→
税務課	後期高齢者医療保険料	現年	平成21年度末 収入未済額 3,651千円 収納率 98.97% 適正な課税客体の把握に努めるとともに、口座振替の推進等便利な納付方法の提供や適切な納税相談により、収納率の向上に努めます	99.0%	→	→	→	→
		過年	平成21年度末 収入未済額 1,804千円 収納率 45.36% 現年の収納率向上により滞納額を減少させるとともに、滞納整理組合、同機構との連携等により、滞納整理を効率的に推進します	22.0%	→	→	→	→
税務課	固定資産税の納期見直し		年度初めの資金調達を円滑にするため、納期を4月からに変更することを検討します	検討	決定	実施		
財政効果額 (千円)				41,000	41,000	41,000	41,000	41,000

基本 取組項目	2 税外未収金の収納対策
------------	--------------

税外債権についても、負担の公平性の見地から、一層の徴収対策に努めます。
公平性の確保及び制度の安定的な運営を図るため、収納率の向上と収入未済額の圧縮に取り組みます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
まちづくり推進課	住宅新築資金等貸付金	現年 平成21年度末 収入未済額 元金5,752千円、利子1,643千円 収納率 25.17% 30%を目標に収納率の向上に努めます	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		過年 平成21年度末 収入未済額 元金287,434千円、利子70,673千円 収納率 1.21% 年々収納率が低下していますが、臨戸徴収を実施し、 1.4%を目標に収納率の向上に努めます	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
まちづくり推進課	生業資金貸付金	過年 平成21年度末 収入未済額 12,206千円 収納率 1.09% 臨戸徴収を実施し、1.2%を目標に収納率の向上に努めます	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
介護福祉課	老人ホーム入所費用徴収金	現年 平成21年度末 収入未済額 729千円 収納率 96.9% 文書・電話督促を行い、収納率の向上に努めます	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
		過年 平成21年度末 収入未済額 1,006千円 収納率 19.0% 文書・電話督促、対象者面接を行い、収納率の向上に努めます	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
社会福祉課	災害援護資金貸付金	現年 平成21年度末 収入未済額 元金 203千円、利子 37千円 収納率 25.00% 電話や個別訪問による相談を行い、収納率の向上に努めます	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%

(社会福祉課)	(災害援護資金貸付金)	過年	平成21年度末 収入未済額 元金 2,623千円、利子 308千円 収納率 0.33% 電話や個別訪問による相談を行い、収納率の向上に努めます	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
こども課	保育園保育料	現年	平成21年度末 収入未済額 768千円 収納率 99.33% 督促催告を行い、収納率を維持していきます	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
		過年	平成21年度末 収入未済額 2,350千円 収納率 28.92% 督促催告を行い、収納率の向上に努めます	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%
都市整備課	住宅使用料(共益費含む)	現年	平成21年度末 収入未済額 7,077千円 収納率 88.38% 督促の強化、分納相談の推進等を行い、収納率の向上に努めます	88.5%	89.0%	89.0%	89.0%	89.0%
		過年	平成21年度末 収入未済額 47,598千円 収納率 7.34% 督促の強化、分納相談の推進等を行い、収納率の向上に努めます	7.5%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
都市整備課	市営駐車場使用料	現年	平成21年度末 収入未済額 348千円 収納率 97.73% 督促状の送付だけでなく、個別訪問や電話による催告に力を入れます また、口座振替を推進し、収納率の向上に努めます	98.0%	98.5%	99.0%	99.5%	99.5%
		過年	平成21年度末 収入未済額 278千円 収納率 59.21% 催告書の送付だけでなく、個別訪問や電話による催告に力を入れ、収納率の向上に努めます	60.0%	65.0%	70.0%	70.0%	70.0%
水道課	飲料水供給施設水道使用料	現年	平成21年度末 収入未済額 246千円 収納率 96.88% 収納対策を徹底し、収納率の向上に努めます	97.0%	97.2%	97.4%	97.6%	97.8%
		過年	平成21年度末 収入未済額 779千円 収納率 7.75% 収納対策を徹底し、収納率の向上に努めます	8.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

学校教育課	幼稚園使用料	現年	平成21年度末 収入未済額 275千円 収納率 98.79% 督促状、催告書を発送するとともに、臨戸(園)徴収を実施し、納付指導を実施します	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
		過年	平成21年度末 収入未済額 187千円 収納率 2.61% 督促状、催告書を発送するとともに、臨戸(園)徴収を実施し、納付指導を実施します	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
生涯学習課	奨学資金貸付金	現年	平成21年度末 収入未済額 545千円 収納率 95.5% 戸別訪問を強化し、収納率の向上に努めます	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
		過年	平成21年度末 収入未済額 3,010千円 収納率 16.6% 戸別訪問回数増と計画的回収を見直して、収納率の向上に努めます	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%
財政効果額 (千円)				—	—	—	—	—

基本 取組項目	3 収納率向上と負担の公平性確保
------------	------------------

市では、市民に納めていただいた市税等を財源として、さまざまな行政サービスを実施しています。

滞納がある方と完納されている方が同じ行政サービスを受けることは、負担の公平性を阻害することになるため、滞納者に対する行政サービスの制限を検討します。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	滞納者に対する行政サービスの制限	負担の公平の観点から、先行実施団体の事例を検証し、全庁的に統一的な取扱いを定め、実施していきます	検討	→	実施	→	→
財政効果額（千円）			—	—	—	—	—

基本 取組項目	4 受益者負担の見直し
------------	-------------

特定のサービスの受益者には、それに要した費用の適正な負担を求めることが市民間の公平性の確保につながります。
 施設の使用料については、コスト（人件費、減価償却費を含む。）、受益者の範囲等から負担の割合を設定し、定期的に見直しを行います。
 （負担割合については巻末資料参照）

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	効果額（指定管理者への収入見込額を含む）等				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
環境課	粗大ごみ処理手数料（日生地域）	日生地域の粗大ごみについて、平成23年度から有料化を行い、地域間格差を解消します		256	256	256	256
環境課	不燃ごみ処理手数料（日生地域）	日生地域の不燃ごみについて、平成23年度から有料化を行い、地域間格差を解消します		294	294	294	294
環境課	粗大ごみ処理手数料（吉永地域）	吉永地域の粗大ごみについて、平成26年度からの有料化を検討し、地域間格差を解消していきます					155
環境課	備前斎場使用料	平成24年度を目途に20%の料金改定を検討し、日生斎場使用料と統一していきます		検討	744	744	744
こども課	保育園保育料	認定こども園開園にあわせ、地域間格差を解消し、平成22年度から平均で約25%引き下げ、子育てを支援していきます	△31,472	△31,472	△31,472	△31,472	△31,472
農林水産課	県営土地改良事業分担金	日生地域分に係る分担金を平成22年度から徴収するとともに地域で異なっていた負担割合を統一し、地域間格差を解消します	実施	→	→	→	→
農林水産課	市土地改良事業分担金	地域で異なっていた負担割合を統一し、平成22年度から地域間格差を解消します	実施	→	→	→	→
商工観光課	リフレセンターびぜん使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			400	400	400
商工観光課	勤労者センター使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			200	200	200
都市整備課	急傾斜地崩壊対策事業	受益者負担のあり方について研究し、導入を検討します	検討	→	→	→	→
日生窓口管理課	諸島地区高齢者等福祉船運航事業	平成22年度から「満70歳以上の方」を「65歳以上の方及び障害者の方」に引き下げ、100円負担とします	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000	△2,000
日生窓口管理課	ふれあいの館かぜまち使用料	平成24年度からの大人・小人とも500円ずつの引き上げを検討します			200	200	200

日生窓口管理課	ふれあい交流館しおまち集会室使用料	平成24年度からの集会室使用の有料化を検討します			20	20	20
日生窓口管理課	頭島グラウンドゴルフ場使用料	平成24年度からの25%の料金改定を検討します			54	54	54
吉永窓口管理課	中山間地域農村活性化施設紅葉会館使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			16	16	16
生涯学習課	加子浦歴史文化館入館料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			103	103	124
スポーツ振興室	備前テニスセンター使用料 (県有施設)	県の使用料改定にあわせ、平成23年10月からの料金改定を検討します		1,200	2,470	2,470	2,470
スポーツ振興室	都市公園施設使用料 (備前市総合運動公園) (浜山運動公園)	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			8,424	8,424	8,424
スポーツ振興室	体育施設使用料 (三石運動公園) (日生運動公園) (日生武道場) (吉永B&G海洋センター) (吉永テニスコート)	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			493	493	493
スポーツ振興室	照明施設使用料 (伊部小学校運動場) (片上小学校運動場) (日生中学校運動場)	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			17	17	17
スポーツ振興室	学校体育施設使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			81	81	81
中央公民館	市民センター使用料	平成22年度から印刷機使用料について複写機等利用料徴収基準のとおり徴収し、24年度からの20%の料金改定を検討します	241	241	903	903	903
中央公民館	日生市民会館使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			202	202	202
中央公民館	地区公民館使用料(目的外)	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			168	168	168
中央公民館	吉永地域公民館等使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			242	242	242
中央公民館	コミュニティセンター使用料	平成24年度からの20%の料金改定を検討します			27	27	27
財政効果額(千円)			△33,231	△31,481	△18,158	△18,158	△17,982

基本 取組項目	5 減免基準の見直し
------------	------------

利用者の応分の負担と、非利用者との公平性を確保するため、施設使用料の減免の範囲を限定し、基準を統一します。
(統一基準については巻末資料参照)

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
商工観光課	リフレセンターびぜん使用料	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			250	250	250
商工観光課	備前焼伝統産業会館使用料	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			100	100	100
日生窓口管理課	日生鹿久居島古代体験の郷まほろば	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			170	170	170
吉永窓口管理課	中山間地域農村活性化施設紅葉会館	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			17	17	17
スポーツ振興室	都市公園施設 (備前市総合運動公園) (浜山運動公園)	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			50	50	50
スポーツ振興室	体育施設 (三石運動公園) (日生運動公園) (日生武道場) (吉永B&G海洋センター) (吉永テニスコート)	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			20	20	20
中央公民館	市民センター	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			170	170	170
中央公民館	日生市民会館	平成24年度からの減免基準の見直しを検討します			50	50	50
財政効果額(指定管理者への収入見込額を含む) (千円)			—	—	827	827	827

基本 取組項目	6 その他歳入確保
------------	-----------

普通財産として保有している市有地のうち、未利用地については現状を的確に把握し、有効活用や賃貸、売却処分等を行い、歳入の確保につなげます。

その他の新たな自主財源の確保についても取り組んでいきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
財政課	普通財産遊休土地	普通財産の残地について、100㎡以上の宅地・雑種地について現地調査により情報整備を行い、継続的に売却していきます	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
財政課	職員駐車場	駐車場料金を1,000円から適正な金額に改定します	検討	決定	750	750	750
関係課	職員駐車場	駐車場料金を徴収していない職員駐車場について、料金徴収を検討します	検討	→	決定		
都市整備課	未売却分譲宅地	完売を目標に、1区画でも多くの販売に努めます	取組	検討	実施	検討	実施
日生・吉永総合支所	遊休資産の活用	合併に伴う総合支所庁舎等の空き部屋活用について、賃借等を含め検討します	検討	→	→	→	→
吉永窓口管理課	都留岐簡易郵便局業務	市民利用の取扱手数料に加え、市役所内での利用を促進し、手数料収入の増額を図ります	50	50	50	50	50
出納室	預金利子	歳計現金の運用を見直し、比較的資金に余裕のある時期に短期の定期預金を導入し、預金利子の増加を図ります	50	50	50	50	50
関係課	広告収入	ネーミングライツ ⁴ 、クリック募金 ⁵ 等、市広報、ホームページ以外にも取り組みます	取組	→	→	→	→
財政効果額（千円）			3,100	3,100	3,850	3,850	3,850

⁴ 施設などに対して名前をつけることのできる権利

⁵ ウェブページ内の決められた所をクリックすると、個人や企業がクリックされた回数に応じて環境問題や人道支援などに取り組む NGO や NPO などの団体に現金を送金する仕組み

基本 取組項目	7 補助金・給付金等の見直し
------------	----------------

市として維持すべきもの（市民生活の安心・安全の確保や次代を担う子どもの育成）以外は、補助意義の希薄化、市民の福祉向上の観点から見直しを行い、終期を設定できないものは、補助率の見直しを行います。

一度補助金を交付することになると既得権化する傾向があることから、新たに補助制度を設けるとときには「スクラップ&ビルドの原則」を踏まえるとともに、終期の設定を行うこととします。

また、本市が加入している一部事務組合等の負担についても、本市の財政状況等を踏まえ、負担の軽減を強く要請していきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
企画課	岡山県農林統計協会負担金	平成21年度をもって脱会します	24	24	24	24	24
税務課	納税貯蓄組合補助金	組合員数も減少し、補助金交付の意義が薄れている地域納税貯蓄組合への補助金は平成24年度をもっての廃止を検討しますが、職域納税貯蓄組合への補助金は継続します				230	230
税務課	たばこ小売組合補助金	組合員数も減少し、健康被害の観点からも補助金の意義が薄れているため、平成24年度をもっての廃止を検討します				84	84
まちづくり推進課	市国際交流協会助成金	平成22年度から20%削減します	9	9	9	9	9
まちづくり推進課	国際交流事業補助金	韓国及びオーストラリアとの相互派遣について、派遣・受入れ人数を減らしていきます	検討	実施	→	→	→
まちづくり推進課	区会等運営費補助金	平成23年度及び24年度は暫定措置として、防犯灯管理補助金を交付しますが、将来的には減額を検討します		△1,595	△1,595	検討	→
まちづくり推進課	備前人権擁護委員協議会助成金	委員の削減が困難なため、1人当たりの助成金を削減する方向で検討します		検討	26	26	26
環境課	金剛川浄化対策協議会負担金	事業費分について、平成22年度から5%、24年度から10%削減します	30	30	60	60	60
環境課	葬祭事業「離島地区遺族送迎船借上」助成金	辺地間の負担公平の見地から見直しを検討します		検討	→	→	見直

環境課	地区管理墓地整備補助金	補助率を見直し、平成23年度から20%削減します		100	100	100	100
環境課	環境衛生指導委員会補助金	平成25年度から活動分補助について20%の減額を検討します				396	396
保健課	愛育委員会補助金	平成22年度から単価を683円引き下げます	294	294	294	294	294
保健課	栄養委員会補助金	平成22年度から単価を683円引き下げます	146	146	146	146	146
介護福祉課	老人クラブ活動補助金	市内3地区の老人クラブ連合会の統一により、平成23年度から10%減額します		559	559	559	559
介護福祉課	高齢者ふれあい事業補助金（敬老事業補助金）	平成23年度をもって廃止し、他の高齢者福祉施策の充実を検討します			16,325	16,325	16,325
介護福祉課	高齢者憩いの場運営事業補助金	高齢者ふれあい事業が廃止されれば、設置、運営条件を緩和する等充実させる方向で検討します			△3,000	△3,000	△3,000
介護福祉課	シルバー人材センター補助金	国の基準額を原則とします		700	700	700	700
社会福祉課	遺族連合会補助金	会費収入の増額を求め、平成23年度から20%削減します		46	46	46	46
社会福祉課	県原爆被害者会補助金	会費収入の増額を求め、平成23年度から20%削減します		7	7	7	7
社会福祉課	身体障害者福祉協会補助金	会費収入の増額を求め、平成23年度から20%削減します		97	97	97	97
農林水産課	農地・水・環境保全向上対策交付金	平成23年度までの事業で、予定どおり終了します		△610	610	610	610
農林水産課	結婚推進事業補助金	平成22年度をもって廃止します		200	200	200	200
農林水産課	森林整備地域活動支援交付金	平成23年度までの事業で、予定どおり終了します			1,294	1,294	1,294
農林水産課	森林組合助成金	現在合併協議中であり、今後のあり方について、平成24年度を目途に検討します	検討	→	決定		
農林水産課	水産資源（サワラ）回復事業補助金	平成22年度をもって廃止します	10	30	30	30	30
農林水産課	漁船保険補助金	平成22年度からの4年間で20%の削減を検討します	85	110	170	220	264

農林水産課	東備水産振興協議会負担金	平成26年度からの50%減額を検討します						50
農林水産課	地域振興活性化事業補助金 (サマーフェスティバル・備前鯖祭)	イベントの自立促進に向けた体制と資金調達の協議を行い、減額を検討します	検討	→	→	→	→	→
商工観光課	片上ひなめぐり補助金	事業終了により廃止します	126	126	126	126	126	126
商工観光課	ひなせ甚九郎市商工まつり補助金	事業終了により廃止します	189	189	189	189	189	189
商工観光課	地域振興活性化事業補助金 (サマーフェスティバル) (日生夏祭り) (備前まつり)	イベントの自立促進に向けた体制と資金調達の協議を行い、減額を検討します	検討	→	→	→	→	→
商工観光課	地域振興事業補助金 (ひなせかき祭) (備前焼まつり)	イベントの自立促進に向けた体制と資金調達の協議を行い、減額を検討します	検討	→	→	→	→	→
商工観光課	備前商工会議所補助金 備前東商工会補助金	補助支給基準の見直しを行い、平成23年度から備前商工会議所補助金は県補助金の30%を限度に、また、備前東商工会は県補助金の25%を限度に交付することで協議し、実施します	協議	400	400	400	400	400
商工観光課	市労働組合協議会補助金	平成23年度から10%削減します	協議	50	50	50	50	50
商工観光課	岡山セラミックスセンター運営費補助金	平成23年度から10%削減します		427	427	427	427	427
商工観光課	観光協会補助金 (備前市観光協会) (日生町観光協会) (吉永町観光協会)	平成23年度から10%削減します 今後、統合に向けて引き続き協議します	協議	360 協議	360 →	360 →	360 →	360 →
商工観光課	国立公園協会負担金	平成21年度をもって脱会します	10	10	10	10	10	10
商工観光課	21世紀職業財団負担金	平成21年度をもって脱会します	50	50	50	50	50	50
商工観光課	海運振興対策事業補助金	平成22年度から20万円(12.5%)削減します	200	200	200	200	200	200
日生窓口管理課	東部地区小型船舶安全協会負担金	平成21年度をもって脱会します	50	50	50	50	50	50

吉永窓口管理課	生活改善クラブ助成金	活動が低迷しているため平成22年度をもって廃止します		59	59	59	59
吉永窓口管理課	地域振興事業補助金 (ふるさと交流まつり)	今後のあり方を他のイベントと調整しながら検討します	検討	→	→	→	→
教育総務課	遠距離通学児童、生徒等通学費補助金	平成25年度をもって特例の全額補助をやめ、本来の3分の2補助とします				検討	実施
教育総務課	片上高等学校夜食費補助金	平成22年度から補助額を減じ、24年度をもっての廃止を検討します	520	520	520	1,520	1,520
教育総務課	就学援助費補助金 (学校給食費)	援助項目のうち、現在補助率85%の給食費単価について、平成23年度から5%、25年度から10%の削減を検討します		1,000	1,000	2,000	2,000
学校教育課	片上高校教科書給与費補助金	片上高校が勤労青年に対して高等学校教育を施すという役割から考えて、今後継続するかどうかを検討していきます	検討	→	→	→	→
生涯学習課	市青年協議会補助金	平成22年度20%、23年度からさらに20%減額します	52	93	93	93	93
生涯学習課	婦人協議会補助金	今後の減額を検討します		検討	→	→	→
生涯学習課	FOS少年団補助金	平成23年度から10%減額します		30	30	30	30
スポーツ振興室	海洋クラブ活動奨励金	他のスポーツクラブへは補助を行っていないため、廃止を検討します		検討	→	→	→
中央公民館	自治公民館・集会所等施設整備事業補助金	平成25年度から新築以外の補助率を5分の2から3分の1に引き下げることを検討します				811	811
関係部署	各種協議会の会費、負担金等	目的、内容等が重複するもの、全国レベルの協議会等で必ずしも加入する必要のないもの、負担に見合う情報提供や研修会等サービスの提供が少ないものは整理し、経費の削減に努めます		取組	→	→	→
財政効果額 (千円)			1,795	3,711	19,666	24,832	24,926

基本 取組項目	8 公共事業の見直し
------------	------------

市が行う公共工事について、経費削減を図ります。
 継続事業の平準化、事業期間延伸や新規事業の抑制を行い、投資的経費を抑制していきます。
 国・県支出金等の情報を的確に把握・活用して、財源を確保していきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
財政課	普通建設事業充当一般財源	普通建設事業に充当する一般財源の枠を設定し、事業の見直し・延伸・休止等を行っていきます	設定	→	→	→	→
財政課	入札差金	入札差金については、補助事業を除き不用残とし、流用や設計変更による追加執行は原則として認めないこととします	実施	→	→	→	→
契約監理室	入札制度	平成19年度策定の行動計画により、引き続きコスト削減に取り組めます また、条件付一般競争入札についても継続していきます	継続	→	→	→	→
		電子入札や総合評価方式等、工事等の品質を確保するとともに、より公正、透明で競争性の高い入札制度に取り組めます	取組	→	→	→	→
関係部署	P F I 事業の活用	市が直接実施するより効率的、効果的に建設、維持管理、運営ができるものについては、P F I 事業との比較を行い、活用していきます		取組	→	→	→
財政効果額（千円）			—	—	—	—	—

財政活動の効率化・適正化を進めるため、財務情報の充実を図りその活用を進めます。

行政評価を活用して歳出の合理化を進めるとともに、事業の将来コストや予算の執行実績の状況を的確に把握し、予算編成に活かせるよう改革を推進していきます。

公債費の抑制のため、市債総額の発行額を公債費の元金償還額以内に留め、公的資金については繰上償還制度を活用し、将来にわたる負担の軽減を図っていきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容		実施計画				
				平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
財政課	予算編成	限られた財源で、緊急的な行政課題や市民ニーズに適切に対応した行政経営を実現するため、財政主導の予算編成から政策議論重視の予算編成手法の構築を目指します	総合計画や行政評価と連動した予算編成手法の構築に取り組みます	取組	→	→	→	→
			枠配分方針や枠配分割合、重点項目の設定について、経営戦略会議で議論の上、決定する仕組みを構築します	取組	→	→	→	→
財政課	中期財政計画	逼迫した財政状況下において、中期的な財政状況を見込んだ上で、総合計画の実現に向けた具体的な取り組みを推進する中期財政計画を策定・公表していきます		公表	→	策定	公表	→
財政課	経常収支比率	数値が高いほど財政が硬直していることを示し、経常的に収入される財源のうち経常的に支出される経費に充てられる割合である経常収支比率の目標値を設定します		設定	取組	→	→	→
財政課	実質公債費比率	数値が高いほど返済の負担が重いことを示し、自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合である実質公債費比率の目標値を設定します		設定	取組	→	→	→
財政課	市債借入額	市債総額の発行額を公債費の元金償還額以内に抑制します		実施	継続	→	→	→
財政課	繰上償還	既発行の公的資金の地方債のうち高金利のものを繰上償還することにより、公債費負担の軽減を図ります		継続	→	→		
財政課	振興基金	今後の公共施設整備の資金調達が円滑にできるよう、毎年度1億円を目途に積み増しをします		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
財政効果額（千円）				100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

Ⅲ. 職員の意識改革と能力の向上

基本 取組項目	1 職員数の削減
------------	----------

定員適正化計画に基づき職員の削減に取り組んでおり、実人員の状況は、平成21年4月1日現在で、748人に対して721人（△27人）と、計画を上回っています。

今後も、行政職については、退職者に対する職員の新規採用を継続して抑制することにより、職員数を削減していきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	職員数の適正化	一般行政職員の新規採用については、退職者の3分の1以内にとどめ、職員数の適正化に努めます	184,000	210,000	274,000	343,000	449,000
財政効果額（千円）			184,000	210,000	274,000	343,000	449,000

年次別削減目標

（単位：人、％）

区分	実績					このプランによる目標					合計	増減率
	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1		
職員数 A	762	761	743	728	721	701	697	688	679	666	△ 96	△ 12.6
行政部門	461	448	426	412	405	389	386	377	370	358	△ 103	△ 22.3
企業等部門	301	313	317	316	316	312	311	311	309	308	7	2.3
病院	232	249	249	249	251	244	244	244	243	243	11	4.7
水道	28	27	24	22	21	20	19	19	18	18	△ 10	△ 35.7
下水道	18	18	15	15	14	15	15	15	15	14	△ 4	△ 22.2
その他	23	19	29	30	30	33	33	33	33	33	10	43.5
定員適正化計画 B	762	766	763	755	748	733	719	710	699	685	△ 77	
A - B	0	△ 5	△ 20	△ 27	△ 27	△ 32	△ 22	△ 22	△ 20	△ 19	△ 19	

基本 取組項目	2 給与の適正化
------------	----------

国・県、民間等の状況を踏まえ、市民の理解を得られる給与制度の構築と適正な運用を図っていきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	市長・副市長・教育長 給料	平成23年6月まで、市長30%、副市長15%、教育長5% の削減を行っています	4,830	検討	→	→	→
総務課	市長・副市長・教育長 期末手当	平成25年3月まで、役職加算の削減（15%→10%）を 延長します	1,970	1,970	1,970	検討	→
総務課	一般職 管理職手当	一律100分の2の削減を継続します	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
総務課	一般職 期末勤勉手当	役職加算の減額（15%→10%、10%→7%、5%→4%） を継続します	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
総務課	特殊勤務手当 （死体運搬手当・祭壇飾付手当）	霊柩車・祭壇業務が廃止されれば、手当も廃止され ます			73	73	73
財政効果額（千円）			44,800	39,970	40,043	38,073	38,073

基本 取組項目	3 人材育成等
------------	---------

組織経営での重要なポイントは、人材をいかに育成し活用するかにかかっています。

経営資源としての人の重要性を再認識し、地方分権の進展を背景に、日々多様化する市民ニーズや各種の行政課題に的確な対応のできる人材育成に努めていきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	人材育成基本方針	理想的組織像・職員像を明確にするとともに、人材育成の基本方針を策定し、方針に沿って人材を育成してきます	検討	策定	実施	→	→
総務課	職員研修の充実	市民の目線で考え、幅広い視野と先見性を持つ課題解決型・政策形成能力・政策法務能力の高い職員を育成するため、職員研修を充実・強化します	取組	→	→	→	→
総務課	成果に基づく勤務評定	目標管理制度を充実させ、成果に基づく勤務評定を本格導入します	試行	実施	→	→	→
総務課	昇任制度	客観的な昇任制度の構築に向け、調査研究を行います	研究	決定			
総務課	希望降任制度	係長級以上の職員を対象にした希望降任制度の導入に向けて調査研究を行います	研究	決定			
総務課	公正な職務執行の確保	公正な職務執行の確保を図るため、職員がその職務に関して不当要求や要望等を受けた場合の対応等を徹底していきます	実施	→	→	→	→
総務課	苦情等への対応法	対応法ガイドブックを作成し、苦情等への適切な対応の技術習得に努めます	作成 実施	継続	→	→	→
総務課	複線型人事制度	自己申告制度の充実を図るとともに専門職の明確化や地域を限定した勤務を取り入れる等、複線型人事制度の導入を検討します	検討	→	→	→	→
総務課	専門的知識を有する人材の登用	特定事業、専門職業務や管理職業務に専門的知識を有する外部の人材登用を検討します	検討	→	→	→	→
財政効果額（千円）			—	—	—	—	—

IV. 市民との協働による市政の推進

基本
取組項目

1 備前市まちづくり基本条例

まちづくりの基本理念と仕組みを明らかにし、市民と一体となってまちづくりを実現することを目的とした条例で、市民がまちづくり活動や市政にもっと参加していけるよう市民の権利を定める一方、役割として、自らができる範囲でまちづくりに主体的に取り組むよう定めています。

この条例の実効性を確保していきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
まちづくり推進課	備前市まちづくり基本条例	条例の運用状況を管理し、毎年度取りまとめ、公表します	進捗管理	公表	→	→	→
財政効果額（千円）			—	—	—	—	—

基本 取組項目	2 情報公開
------------	--------

市の保有する情報を公開し、市民と情報を共有することにより、市政に関する理解と信頼を深めていきます。
行政活動の多様化や厳しい財政状況等を背景として、市民に対して、税財源の使用状況や資産・負債の状況を分かりやすく開示し、説明責任を果たしていきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	パブリックコメント (計画策定過程の情報提供)	市民が市政に参画する機会を拡大し、公正の確保と透明性を高めるため、引き続きパブリックコメント手続きを推進します	継続	→	→	→	→
総務課	行政情報コーナー	行政資料(計画書、事業概要書、広報資料など)や統計資料(統計書、年報等)、記者発表資料等、自己情報の積極的な開示に努めるため、行政情報コーナーの設置を検討していきます	検討	設置			
総務課	行政評価結果	市民の皆さんに市の施策や事業の内容、評価内容や今後の取り組みを知っていただくため、引き続き積極的な情報公開に努めていきます	継続	→	→	→	→
総務課	指定管理者導入施設モニタリング結果	指定管理者による適正な施設の管理運営が行われているか、市民ニーズを満たしているか、その結果を公表します	実施	→	→	→	→
総務課	職員給与・定員管理状況	市職員の給与や定員管理について透明性を高め、市民の皆さんの一層の納得と支持が得られることを目的に、引き続き積極的な情報公開に努めていきます	継続	→	→	→	→
財政課	財政状況	市の将来について、市と市民の皆さんが建設的な議論できるよう、市財政の現状と見通しををわかりやすく伝え、正しく認知されるよう努めていきます	実施	→	→	→	→
財政課	予算編成過程	予算編成手続の説明責任が果たす必要性や編成内容等の中立性を担保する仕組みを構築するため、予算編成過程の公表を行います	検討	実施	→	→	→
財政効果額(千円)			-	-	-	-	-

基本 取組項目	3 各種団体への関与の見直し
------------	----------------

団体の事務局機能を市が担っているものについては、団体の主体性、自立性の涵養を阻害するおそれがあり、さらに、補助金受給団体では、補助を出す側と受ける側が同一となっていることから、関与のあり方を見直す必要があります。

市が政策的な観点から設立したもの、公共性や公益性が高いもの等を除き、団体の自立を促します。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
まちづくり推進課	備前市国際交流協会	市の事務局関与のあり方を見直し、団体の自立を進めます	実施	→	→	→	→
介護福祉課	備前市老人クラブ連合会	市の事務局関与のあり方を見直し、団体の自立を支援します	検討	→	→	→	→
吉永窓口管理課	備前市吉永地区老人クラブ連合会	市の事務局関与のあり方を見直し、団体の自立を支援します	検討	→	→	→	→
社会福祉課	備前市身体障害者福祉協会備前支部	団体の自立を支援します	実施	→	→	→	→
農林水産課	サンバースフェスティバル・備前 鱈祭実行委員会	市の事務局関与のあり方を見直し、事務局の移管を 検討します	検討	→	→	→	→
農林水産課	備前市猟友会	市の事務局関与のあり方を見直し、事務局の移管を 検討します	検討	→	→	→	→
日生窓口管理課	備前市猟友会日生分会		検討	→	→	→	→
吉永窓口管理課	備前市猟友会吉永分会		検討	→	→	→	→
農林水産課	備前地区建物農機具共済事業推進 協議会備前支部	市の事務局関与のあり方を見直し、旧市町単位の各 支部の統廃合を検討します	検討	→	→	→	→
日生窓口管理課	備前地区建物農機具共済事業推進 協議会日生支部		検討	→	→	→	→
吉永窓口管理課	備前地区建物農機具共済事業推進 協議会吉永支部		検討	→	→	→	→
商工観光課	日生夏まつり実行委員会	市の事務局関与のあり方を見直し、事務局の移管を 検討します	検討	→	→	→	→

商工観光課	ひなせかきまつり実行委員会	市の事務局関与のあり方を見直し、事務局の移管を検討します	検討	→	→	→	→
商工観光課	東備広域観光推進協議会	市の事務局関与のあり方を見直し、事務局の移管を検討します	検討	→	→	→	→
日生窓口管理課	備前市日生町町内会連絡協議会	市の事務局関与のあり方を見直し、団体の自立を進めます	実施	→	→	→	→
吉永窓口管理課	吉永地域地区長協議会		検討	→	→	実施	→
三国出張所	三国地区地区長会		検討	→	→	→	→
吉永窓口管理課	吉永町観光協会	備前市観光協会との統合、廃止を検討します	検討	→	実施		
吉永窓口管理課	八塔寺ふるさと交流まつり実行委員会	今後のあり方を他のイベントと調整しながら検討します	検討	→	→	→	→
三国出張所	三国地区振興協議会	市の事務局関与のあり方を見直し、事務局の移管を検討します	検討	→	→	→	→
生涯学習課	備前吹奏楽フェスティバル実行委員会	市の事務局関与のあり方を見直しを検討します	実施	→	→	→	→
生涯学習課	備前歴史フォーラム実行委員会	市の事務局関与のあり方を見直しを検討します	実施	→	→	→	→
生涯学習課	備前市青少年健全育成推進本部	市の事務局関与のあり方を見直しを検討します	実施	→	→	→	→
スポーツ振興室	備前市体育協会	市の事務局関与のあり方を見直しを検討します	検討	→	→	→	→
スポーツ振興室	備前市スポーツ少年団	市の事務局関与のあり方を見直しを検討します	検討	→	→	→	→
中央公民館	備前市備前文化協会	旧市町単位の協会は、団体の自立を進めます		検討	実施	→	→
日生地域公民館	備前市日生文化協会			検討	実施	→	→
吉永地域公民館	備前市吉永文化協会			検討	実施	→	→
財政効果額（千円）			—	—	—	—	—

基本 取組項目	4 その他
------------	-------

「自助・共助・公助」の視点で役割を担う、新しい時代の地域づくりを進めていきます。

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
企画課	統計調査員登録制度	統計調査員のスムーズな選定を行うため、調査員登録制度を導入します	実施	→	→	→	→
環境課	環境基本計画の策定	環境都市宣言を踏まえ、市民とともに環境問題に取り組む仕組みの構築を検討します	検討	→	→	→	→
都市整備課	道路清掃・維持補修	道路の清掃や草刈といった環境管理だけでなく、道路異常の通報などの市民との協働により道路の美化・機能維持を進めていきます	実施	→	→	→	→
財政効果額（千円）			—	—	—	—	—

V. 関連組織の改革

基本 取組項目	1 議会・各種委員（非常勤特別職）等
------------	--------------------

定数と報酬の見直しを行うとともに、各種委員会については、所期の目的を達成したものは廃止し、目的の類似しているものについては統合も検討していきます。

(1) 議会							
所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
議会事務局	議員定数	平成22年6月から、4人削減され、22人となります (報酬・期末手当の減)	18,603	23,371	23,371	23,371	23,371
議会事務局	市政調査研究費補助金	議員定数の削減により減少します	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200
議会事務局	市議会だより	平成22年度から質問記事の1ページ当たり人数を2人から3人とし、ページ数を削減します	397	581	433	581	433
財政効果額 (千円)			20,000	25,152	25,004	25,152	25,004

(2) 各種委員会（非常勤特別職）等							
所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	表彰者選考委員会	平成22年度から委員を1人削減します	8	8	8	8	8
総務課	情報公開及び個人情報保護審査会	平成22年度から委員を1人削減します	13	13	13	13	13

総務課	特別職報酬等審議会	委員の削減を検討します	検討	決定				
総務課	情報公開及び個人情報保護制度運営審議会	平成22年度から委員を2人削減します	13	13	13	13	13	13
総務課	消防団	部の維持が困難な地域もあるため、組織を見直すとともに実態にあった団員定数とします	検討	決定				
まちづくり推進課	男女共同参画推進審議会	委員を1人削減し、条例定数も見直します	検討	決定	13	13	13	13
農林水産課	農業振興地域整備促進会協議会	平成23年度から委員を1人削減します		6	6	6	6	6
商工観光課	働く婦人の家運営委員会	働く婦人の家の廃止により、平成22年度をもって廃止します		46	46	46	46	46
教育総務課	教育委員	平成22年度から委員長報酬を月額14千円、委員報酬(3人分)を月額10千円減額します	528	528	528	528	528	528
教育総務課	学校教育環境整備検討委員会	答申をもって廃止します		260	260	260	260	260
生涯学習課	文化財保護審議会	委員の削減を検討します	検討	決定	20	20	20	20
スポーツ振興室	体育指導委員	平成23年度から5人を目途に削減します	検討	104	130	130	130	130
選挙管理委員会	投票管理者 投票立会人	平成22年度中に投票所を4箇所統合し、投票管理者及び投票立会人を削減します		156	156	156	156	156
財政効果額 (千円)			562	1,134	1,193	1,193	1,193	1,193

基本 取組項目	2 地方公営企業等の経営健全化の推進 (職員数・給与等の適正化は、Ⅲ－１・２に含まれています)
------------	--

公営企業は公共サービスを提供する企業であり、病院事業、上水道事業、下水道事業等、市民に必要不可欠なサービスを安定的に供給する使命があります。

現在、本市の公営企業は、その経営のための財源を事業収入だけでは賄いきれず、一般会計からの繰入金にも依存しています。そのため、一般会計にとっては大きな負担になっており、各会計の経営改革が喫緊の課題となっています。

事業の収支改善のため、歳入のより一層の確保を図るとともに、歳出では徹底した事務事業の見直しを行い、効率的な運営を図ります。
また、民間の経営管理手法についても研究し、経営の効率化を計画的に推進し、独立採算を基本とした健全な経営に取り組み、一般会計からの繰入金の削減に努めます。

(1) 病院事業								
所管	対象・取組項目		現況・取組内容	実施計画				
				平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
病院	収納対策	現年	平成21年度末 診療報酬等患者負担金 収入未済額 18,973千円 収納率 96.94% 収納対策として電話催告及び連絡不納者への督促状の発送を定期的実施するとともに、分納を含めた納付相談の強化に努め、収納率の向上を推進します	97.0%	97.5%	97.5%	97.5%	97.5%
		過年	平成21年度末 診療報酬等患者負担金 収入未済額 10,041千円 収納率 58.49% 収納対策として電話催告及び連絡不納者への督促状の発送を定期的実施するとともに、分納を含めた納付相談の強化に努め、収納率の向上を推進します	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%
病院	業務委託の推進		経費の増高に注意を払い、更なる業務委託を推進します	推進	→	→	→	→
病院	病院事業改革プラン		改革プランに掲げる経営効率化計画を推進するとともに、経営評価委員会を設置して進捗状況の点検及び評価を行い、結果を公表します	実施見直	→	→	→	→
病院	共通業務の一元化		材料費、各種経費の共同発注、共同仕入れを拡充し、共通業務の一元化に努めます	実施	→	→	→	→

病院	経営形態の見直し	地方公営企業法の全部適用あるいは地方独立行政法人化について、一部は平成24年度末を目途に検討します		検討	決定	→	→
財政効果額（千円）			-	-	-	-	-

(2) 水道事業

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
水道課	水道料金	4年ごとの見直しを基本として、総括原価を算定しながら改定時期の検討を行います 今後は平成25年度以降の料金改定を検討します				見直	
水道課	給水装置工事負担金	水道料金にあわせ、改定を検討します				見直	
水道課	給水工事手数料	水道料金にあわせ、改定を検討します				見直	
水道課	減免基準の統一	個人と法人の減免基準を統一します	検討	統一	実施	→	→
水道課	収納対策	現年 平成21年度末 収入未済額 12,208千円 収納率 98.27% 未納情報を早期に把握し、電話催告を課全体で実施し、口座振替の推進を引き続き実施します 更に、平成23年度からコンビニ収納を実施して収納率の向上に努めます	98.4%	98.7%	98.8%	98.9%	99.0%
		過年 平成21年度末 収入未済額 23,173千円 収納率 85.06% 収納対策を徹底し、収納率の向上に努めます	85.5%	87.0%	87.5%	88.0%	88.0%
水道課	業務委託の推進	給水施設の漏水調査、修繕業務を完全民間委託し、余剰人員を施設更新事業に充てることを検討します	検討	→	→	→	→
		浄水場監視業務について、委託可能なものを決定し、コストの縮減を図ります	検討	→	一部実施	→	実施
		宿日直業務の民間委託等を検討します	検討	→	→	→	実施

水道課	簡易水道の統合	上水道事業と高田・三国東部簡易水道事業の経営統合を行います	準備	→	→	統合	
水道課	水道工事の計画	毎年度の予定をホームページで公表します	公表	→	→	→	→
水道課	経営形態の見直し	事業の包括的民間委託 水道法に基づく第三者委託を研究します	研究	→	→	→	→
財政効果額(千円)			-	-	-	-	-

(3) 下水道事業

所管	対象・取組項目	現況・取組内容	実施計画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
下水道課	下水道使用料	3年程度の期間を置きながら検証していくこととしており、平成23年度、26年度に使用料の見直しを行います		見直			見直
下水道課	収納対策(受益者負担金)	現年 H21年度末 収入未済額 5,812千円 収納率 88% 督促の強化及び夜間徴収の検討、口座振替の推進、分割納付等により収納率の向上を図ります	89.0%	89.0%	90.0%	90.0%	90.0%
		過年 H21年度末 収入未済額 43,023千円 収納率 3% 督促の強化及び夜間徴収の検討、口座振替の推進、分割納付等により収納率の向上を図ります	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
下水道課	業務委託の推進	浄化センターの性能発注に基づく包括的な民間委託を検討していきます	検討	→	→	→	→
下水道課	事業計画区域・整備手法の見直し	平成27年度以降の整備計画区域と整備手法の見直しを行い、あわせて23年度以降の合併浄化槽設置に要する市の補助金の増額について検討し、事業の効率性、維持管理の抑制に取り組めます	見直決定	実施	→	→	→
下水道課	下水道事業会計	経営基盤強化のため、平成26年度から地方公営企業法の財務適用へ移行します	準備	→	→	→	移行
財政効果額(千円)			-	-	-	-	-

基本 取組項目	3 外郭団体の見直し
------------	------------

公社・第三セクター等の外郭団体（出資法人等）については、今後のあり方を明らかにし、統廃合等の抜本的な見直しや、さらなる経営改善を推進していきます。

所管	対 象	現況・取組内容	実 施 計 画				
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
総務課	財団法人備前市施設管理公社	公益法人制度改革により一般財団法人又は公益財団法人に移行する必要があります また、両法人は合併前の市町で設立されていたものであるため、統合も検討します	準備	→	移行	統合	
吉永窓口管理課	財団法人吉永町振興公社		検討	→	→		
総務課	日生有線テレビ株式会社	利用料の見直しを行い、財政状況は改善してきていますが、依然として厳しい経営状況のため、サービスの向上による顧客確保に努めます	検討	実施	→	→	→
財政課	備前市土地開発公社	土地の先行取得を目的に設立されましたが、地価が下がる中その役目は終わっているため、保有地を売却後平成26年度を目途に解散します	準備	→	→	→	解散
介護福祉課	社会福祉法人備前市社会福祉事業団 社会福祉法人吉永福祉会	両法人は合併前の市町で設立されていたもので、同一の事業を行っているため、統合を検討します	検討	→	→	→	→
都市整備課	片上埠頭開発株式会社	市の関与の必要性を検証し、民営化について検討します	検討	→	→	→	→
財 政 効 果 額 (千円)			—	—	—	—	—

使用料・手数料の設定基準及び公の施設使用料の減免基準の統一について

I 使用料・手数料の設定基準の見直し

「公共施設利用の対価としての使用料」及び「住民票発行などの役務の対価としての手数料」は、いずれも受益者負担の原則に立つものであり、その料金が低すぎる場合は、経費の不足分は税金で賄うこととなり、結局、利用しない方にも負担していただくことになる。

本市の平成19年度普通会計「行政コスト計算書」における受益者負担比率は3.0%。

受益者負担比率の平均的な値は2%～8%の間で、本市の比率は他団体に比べて著しく低く、サービスを利用する人と利用しない人との間に不公平が生じている。

使用料・手数料の設定は、利用する方と利用しない方の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければならない。また、貴重な財源確保のためにも、その基準に関し基本的な方針を定めるものとする。

※使用料

「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として料金を徴収するもの（地方自治法第225条）

※手数料

「特定の者のためにする」事務に要する費用に充てるために徴収するもの（法第227条）

使用料・手数料の見直しは、原則としてすべての使用料・手数料を見直しの対象とする。ただし、法律、政（省）令などにより基準が定められているものは対象から除く。また、そのサービスの提供において、近隣自治体や県内市町村との取決めにより設定しているもの等も対象から除く。

従前から使用料・手数料を徴収していないサービスで、徴収が可能であると考えられるものについては、新規徴収を検討する。

1 受益者負担のあり方

市が行う行政サービスを性質別に分類し、施設の維持管理やサービスの提供に係るコストを明確にした上で、受益者負担のあり方、つまり利用者に負担を求める割合と市税など全体として市民に広く負担をお願いする割合を設定する。

(1) 使用料

市が提供するサービスは、道路、河川、公園等の市民が日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくいサービスから、プールやテニスコートのように特定の住民が

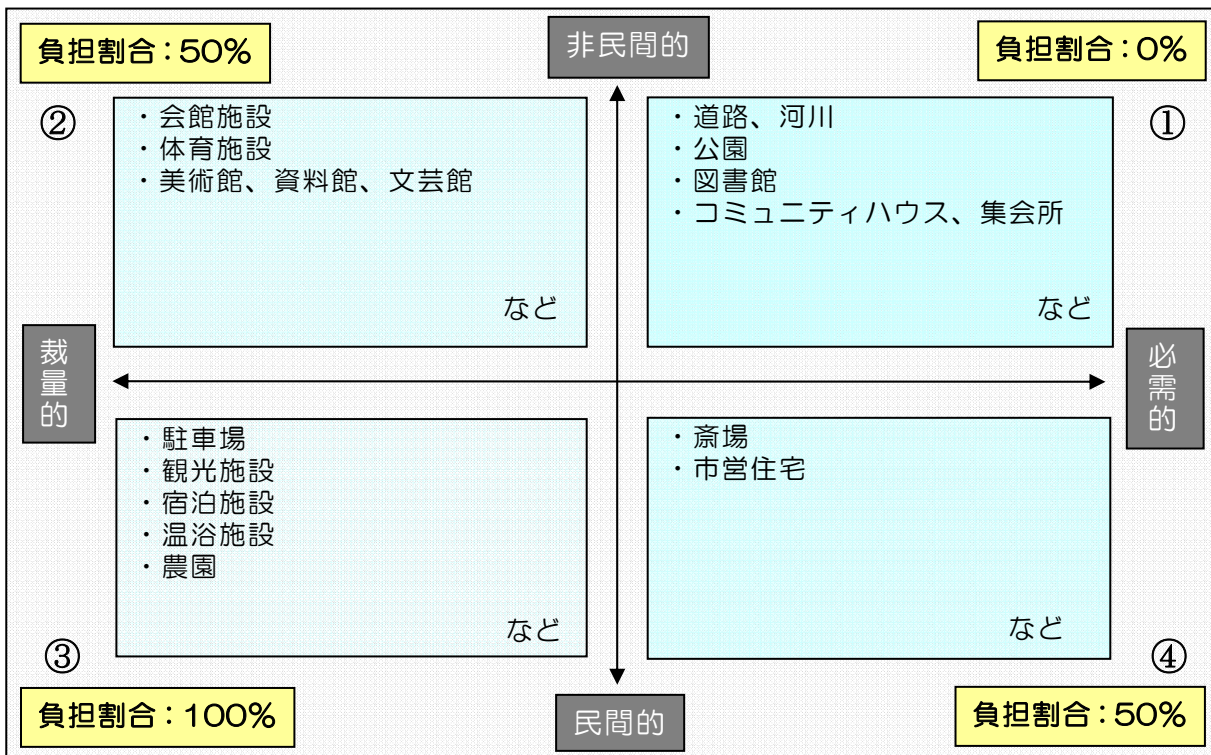
利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっている。このため、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担（市が負担）」と「受益者負担（利用者が負担）」の割合を以下のとおり設定する。

なお、国や県の上位法などの規定により、料金や算定方法（基準）が定められているものや近隣自治体や県内市町村との取り決めにより設定しているものは除く。

施設の性質別分類（その1）

サービス分類	サービスの性質	負担割合
① 必需的・非民間的サービス	日常生活を送る上で、大半の市民が必要とするサービスで、行政による提供が必要なもの	0%
② 裁量的・非民間的サービス	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の市民が利用するもので、行政による提供が必要なもの	50%
③ 裁量的・民間的サービス	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の市民が利用するもので、行政と民間が競合するもの	100%
④ 必需的・民間的サービス	民間においても提供されているが、一部の特定の市民が利用するもので、主として行政が提供するもの	50%

施設の性質別分類（その2）



(2) 手数料

手数料については、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とする。

※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に基づくものは、これらに基づいて設定する。

2 コストの算定及び料金設定

(1) 使用料

【コストの算定】

料金設定に当たっては、施設の維持管理コストを算定する必要がある。

(算定方法)

経常的維持管理経費

 ← 施設用地が借地の場合は、年間の賃借料を経常的維持管理経費に計上する

+

管理運営に係る人件費

+

施設（建物）の減価償却費

減価償却費 = (取得価額×90%) ÷ 耐用年数

・取得価額 = 建築価額 - 国県等補助金

・建築価額 = 工事請負金額と設計監理費の合計額

・耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による

【料金設定】

算出したコストを行政サービスの性質的分類による負担割合を乗じて利用者が負担すべき単位当たりの料金の算定を行い、この算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行う。

(2) 手数料

【コストの算定】

料金設定に当たっては、手数料の対象となるサービス提供に要するコストを算定する必要があることから、対象となる1件当たりのコストを以下のとおり算定する。

(算定方法)

事務処理に要する人件費

+

申請・証明用紙などの作成に係る経費

+

その他の経常的経費

【料金設定】

算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行う。

一般廃棄物の処理手数料については、手数料の対象となるサービスの範囲を別途定め、料金設定をする。

3 上限改定率

料金算定の結果、市民の急激な負担増を避けるため、上昇率が20%となるものは、激変緩和措置として改定率の上限を20%とする。

4 定期的な見直し

サービス内容の変化や経費の増加等を考慮しながら、受益者負担の公平性・公正性を確保するために原則3年に一度見直すこととする。

料金改定の際、近隣自治体の料金設定と均衡を図る必要があると考えられるものについては、近隣自治体で著しい料金格差が生じないように、設定料金を調整する場合もある。

5 その他（実費徴収金）

実費徴収金は、使用料・手数料のように地方公共団体が定めた条例に基づく公権力により徴収するものではないが、私法上の契約関係により、法令、条例、規則等に根拠を持たずに経費を回収するもの。

実費徴収の金額の設定に当たっても、手数料などと同様に全ての経費について改めて精査し、受益者負担の対象とすべき経費を明らかにし、徴収する額を設定する。

II 公の施設使用料の減免基準の見直し

公の施設の使用料の減免については、施設ごとに例規で規定しているが、そのうち「その他市長（教育委員会）が必要と認めた場合」の運用については、適用する範囲が広がっている。

減免を受けている団体の中には、別に市から補助金を受けている団体もあることから、二重に補助を受けていることとなり、公平性を欠くものである。

施設使用料は、施設の利用者にその利用の対価として負担していただいているもので、利用者から見れば安ければ安いほど喜ばしいものであるが、その場合、施設の維持管理や運営に必要な経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担することになる。

減額・免除額が使用料単価の算定に関わってくることから、施設の利用の対価として定めた使用料の額の意義を保つ上からも、また、市民全体の平等性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、ここにその基本的な方針を定める。

また、基準に沿うよう規定の整備を行うものとする。

1 「その他市長（教育委員会）が必要と認めた場合」の減免基準

災害での使用	使用料の全額
市（教育委員会）が主催する場合	使用料の全額
市（教育委員会）が共催する場合	使用料の50パーセントの額
市（教育委員会）が後援する場合	減免しない
その他	「2 「その他」の判断基準」以下による

※共催 市（教育委員会）が部外行事について行政的見地から奨励の意を表するとともに、主催者の一員として当該行事の企画及び実施に参画するものをいう。

後援 市（教育委員会）が部外行事について行政的見地から奨励の意を表するものをいう。

2 「その他」の判断基準

個々のケースで判断することになるが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとする。

- ・ 公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考える。
- ・ 減免の承認に当たっては、「市の主催」や「市の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものでなければならない。
- ・ したがって、減免は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として行うものとし、利用者個人の利益（教養・趣味・体育）につながる利用は、原則として対象としない。

3 具体的な減免基準

本基準は、一般的な会館施設、スポーツ施設等を基本にしたものであり、次に定める減免基準の具体的な例示を基に減免の承認を行うものとするが、これらに該当しない場合であっても、「2 減免の判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとする。

(1) 全額免除する場合

① 市の政策に沿った事業を展開するための利用

- ・市が住民福祉の向上のために育成した団体が、そのための活動をするとき。

例：交通安全母の会などが市の施策に沿った活動に施設を利用するとき。（利用団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため）

② 利用目的が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認める利用

- ・地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体が、その活動に利用するとき。

例：連合青年協議会、PTA連合会、文化協会、体育協会、老人クラブ連合会等が、その目的の活動に利用するとき。（例示の団体は、公益的活動を行う各構成団体を取りまとめ、社会に貢献した活動を行っている。）

- ・コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保などで、地域の振興に寄与する利用のとき。

例：町内会、子ども会、老人クラブ、PTA、消防団、地域防犯団体等が、その目的を果たすために行う活動に施設を利用するとき。ただし、老人クラブがゲートボール場を使用するときや青年団が野球場を使用するような場合は、参加者（個人）への受益が大きいものとして減免の対象から外すものとする。（例示団体は、地域の公民館や小中学校等を主に利用し、地域住民の福祉向上のための活動を行っている。）

③ 市（教育委員会）が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業などの理由により特に公益性が高いと認める利用

- ・大規模なイベント等を想定したもので、共催した部署が事業の規模や公益性、支援の必要性等から総合的に判断を行う。

④ 市内の保育園、幼稚園、小中学校、高等学校の授業等の一環としての利用

- ・教育的見地から一律的に行う。

⑤ 国や他の地方公共団体が利用する場合で、市民の福祉の向上のための利用

- ・国、県が主催する事業で、市が関わる必要があるとして、関係する部署が認めたとき。

⑥ その施設の管理運営団体（指定管理者を想定）が、その施設の目的で行う会合・行事で使用する場合

(2) 50%減免を適用する場合

- ① 非営利団体が、市民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ大会」などの利用
 - ・ 体育協会、NPO、その他任意団体が、受講料あるいは参加料を徴収して実施する各種講座等で、支援が必要と認められるとき。(自立できるものは対象外。)(参加者から受講料を負担していただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものであるが、市民活動を広げていく上で支援が必要と判断するもの)
- ② クラブ活動等のうち、青少年の健全育成に繋がる活動のための利用
 - ・ スポーツ少年団、ボランティア団体、地域の有志者が指導するクラブ等で、青少年を対象に行う活動。(成人を対象にするものは除く。)
- ③ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用
- ④ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人による施設の個人利用

(3) その他（減免しない場合）

「2 減免の判断基準」に従い、以下に掲げたケースでは減免の対象とはしないものとする。

- ① 特定地域の市民に限定したもの
合併後は、市民がどの地域に居住していても平等に支援が受けられるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。
- ② 減免を適用していた団体のうち、利用形態が個人の利益にとどまり、他の市民への影響（公益性）が見出せないもの
ただし、その活動が他の市民への影響（公益性）があるものについては、「50%減免を適用する場合の①に掲げたもの」に該当するかどうかで支援を決定するものとする。
- ③ 農協、商工会、NPO等が集会等で利用する場合
自立した団体であり、自らの団体の活動に施設を利用するものであることから、減免はしない。